

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第42号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害者）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	中頓別町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	109-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第42号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害者）
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1項 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第42号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害者）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第1条	重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の（福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること）を目的とする。</p>	<p>この条例は、（重度心身障がい者）並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、（保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを）を目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条の規定による受給資格の認定申請に係る事実の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号41	<p>重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第3項第1号及び第3条</p> <p>重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項</p>
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号12	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第3項第2号及び第3条 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号13	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第3項第4号及び第3条 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号14	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第3項第5号及び第3条 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号15	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第3項第3号及び第3条 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項
-------	------------------------	--

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号46	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第3項第6号及び第3条 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号4	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第3項第7号及び第3条 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	重度心身障がい者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月16日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	

保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	